

件名	諸物価高騰の深刻な影響を受ける学校給食への公的援助に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区東駒形 新日本婦人の会 墨田支部長 D			
受理年月日	令和4年6月7日	受理番号	第4号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今年度からの学校給食費値上げを撤回し、給食無償化を目指して保護者負担を引き下げてください。 2 前項の達成や、諸物価値上げによる給食内容の低下を防ぐため、公費の補助を大幅に増やしてください。 <p>(理由)</p> <p>昨年からの原油供給不足や天候不順、またロシアのウクライナ侵略の影響で、燃料や食料品など、生活必需品がかつてない勢いで高騰し、家計を直撃しています。そうした中、墨田区は学校給食費の値上げを決定し、値上げ分を父母負担とすることとしました。</p> <p>学校給食は、学校教育の一環(学校給食法第2条)として行われ、セーフティネットの機能も有しています。憲法第26条第2項でも、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定しています。食料品や配送コストの高騰によって品数や量が減らされたり、栄養基準が満たされないなどということは論外です。だからといって、保護者への負担増で乗り切る方法は、困窮世帯が増加傾向にある実情に逆行するものと考えます。墨田区教育委員会は、「2月に決めていた。ウクライナ侵略による影響ではない。」と言いますが、既に物価高騰による深刻な影響が出ていた中での負担増を押し付ける姿勢は問題です。</p> <p>文部科学省は、4月5日の事務連絡で食材費等の高騰による給食費の値上げに対して「地方創生臨時交付金」の活用を示し、さらに4月28日には局長名で、学校給食の負担軽減として「これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食が実施されるよう」自治体の取組を強力に促し、「必要な支援を迅速に行う」取組を進めることをお願いする「事務連絡」を出しました。国が促す本旨を活かし、物価の高騰によって、教育費の負担が増大し、生活困窮家庭が更に追い込まれたり、子どもたちの育ちが阻まれることのないよう、学校給食費への公費負担の拡充を求めます。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				